

人生（存在）への支援援助

— 一見で見ぬふりをしない障害福祉を目指した取組 —

法人の歴史：形と運動の融合

空とぶくじら社と幸陽園の統合

空とぶくじら社

- ◆昭和50年（1975年）「神奈川障害者のはたく願いを結ぶ会」結成。
- ◆昭和52年 アガペを脱施設したシゲさん宅で障害者共同作業所「空とぶくじら社」スタート。
- ◆昭和53年 横浜市障害者地域作業所第1号として活動する。
- ◆昭和62年 身体障害と知的障害がワンフロアーで活動する認可施設化。

幸陽園

- ◆昭和53年 神奈川県精神薄弱者授産施設（通所）第1号認可。
- ◆昭和56年 設立時法人役員総退陣、理事会再生し現在に至る。
- ◆昭和59年 無認可GH「なかまの家」を園庭に設置する。
- ◆昭和60年 GH移転と認可GHとしてスタート。ホーム3ヶ所・21名の暮らしとなる（平成3年）。

てらん広場の開設

てらん広場は障害福祉を創造し続ける腹である

ー社会福祉法人ー（いち）・「アナン」吉沢好子施設長感想ー

幸陽園ナイトケア委員会と幸陽園自治「生活と街づくり委員会」



小舎（10人ユニット2連4棟）とケアプラザ（高齢福祉）・絵本おもちゃ図書館



障害者支援施設「てらん広場」（1992年設立）を振り返る

いのちを頂いた同じ人間のつながりを大切にした地域づくりを求めて
ケアプラ・おもちゃ絵本図書館を併設

この夜らの　いつか明けなむ
この夜らの　いつか明けはなれば
おみな来て　尿（はり）をあらはむ
こいまるび　明かしかねけり
ながきこの夜を

良寛　作

総体としてのてらん広場の展開と転換

国際障害者年と行動計画の具現化

施設解体と脱施設を掲げた入所施設運営

知的障害施設には思想と哲学、倫理が求められる

1992年5月1日開所、定員70名・短期入所4名。

てらん広場の歩みと課題

第1ステージ1992年～2002年

措置制度

第2ステージ2003年～2015年

障害福祉制度の転換と障害福祉の新自由主義化の進行

第3ステージ2016年～2022年

津久井やまゆり園事件

重度障害者の幸せづくりと生存

第4ステージ2023年～

利用者目線の障害福祉推進条例の具現化

オール神奈川での障害福祉圏域づくりの始まり

第1ステージ（1992年～2002年）

－措置制度における入所施設機能、通過施設とは何か－

施設を通過することの意味

1. 自己実現を求めて

- ①自我の確立に向けて
- ②彷徨う自我と経験が自己を形成する
- ③最重度の仲間にとっての通過とは
- ④こだわり・自傷・他害等の激しい仲間の生き難さと通過

2. 介護度の高い仲間の地域生活に向けて

- ①QOL＝人生の質を考える
- ②生活するという動詞的意味
- ③仲間は介助のために存在するのではない

3. 病のある仲間たちの地域生活に向けて

- ①心因反応のある人たち
- ②アルコール依存症
- ③プラダウィリー症候群・コレネリア・デランゲ症候群
- ④性的逸脱行為
- ⑤妄想・幻聴・幻視のある人

4. 家族機能不全家族の回復に向けた支援

- ①母親教室（ピアカウンセリング）、兄弟姉妹の会
- ②青年学級
- ③ファミリーサポート（生活相談から危機介入まで）

5. 通過していくシステムをつくる

- ①デイサービス機能の展開と「仕事づくり」
- ②横浜市地域作業所制度の活用
- ③ナイトケアサービス機能の展開と「暮らしの場づくり」
- ④地域のなかで暮らすことの意味
- ⑤地域生活開発プロジェクト「夢プロ」（1998年～2000年ガイヘル法人独自事業、2001年～2002年横浜市委託事業を受託）とIPP（個別自立支援計画）作成
- ⑥40歳までに地域で暮らそう

6. 日本におけるノーマラゼーションは、冠・婚・葬・祭から仲間を排除しない。共に生き、働き、暮らした仲間を仲間たちで見送る、礼服を揃えた生活

7. 社会のなかで「私」を生きる

① R子さん支援と性虐待からの人間回復

② ピープルファースト支援

P F アラスカ国際会議（1998年）・障害者自立生活会議
（1995年、1996年、1997年加州サクラメント）参加。

③ ランターマン発達障害サービス法・障害をもつアメリカン人
法（1990年）とてらん広場

8. 希望を語れる障害福祉を

① 差別と向き合い、社会現象を私の問題として受け止める

② 一歩踏み込む人間の関係性を創る指導・援助法について

□障害者権利宣言（1975年12月：国連総会決議3447）第3項

障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。

障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、**同年齢の市民と同等の基本的権利を有する**。このことは、まず第一に、可能な限り通常のかつ十分満たされた相当の生活を送ることができる権利を意味する。

□ランターマン法（1977年：カリフォルニア州発達障害サービス法）

同年齢の健常者が送っていると同様な日常生活の実現に向けて、発達障害者のサービスは提供されなければならない。サービスの目的は、発達障害者が自立した生活をおくり、世の中の一般的な生産活動に参加し、ごく普通の生活をそれぞれの地域社会の中で送ることを支援することである。

□N・E・バンク-ミケルセン、1959年ノーマライゼーションの理念を法律化。

どのような障害があろうと**一般の市民と同等の生活の権利が保障**されなければならないとの考え方がデンマークで法律として成立。

□ベクト・ニリエの「ノーマライゼーションの8つの原則」

社会の主流となっている状態にできるだけ近い日常生活を、知的障害者が得られるようにすること、と8つの原則を定義。

1999年改訂版「発達障害ある人たちが利用する施設実践綱領 ー福祉サービス提供にあたっての指針ー

1990年てらん広場施設サービスの原則を作成する。表記改訂版は、てらん広場施設実践に基づいて作成され、序章及び全10章で構成。

第1章施設サービスの原則：

- ①施設利用者の権利
- ②入所施設の定義
- ③自己実現を求めている施設利用
- ④施設利用者の尊厳の保障
- ⑤施設利用者の自主性の尊重
- ⑥施設利用者の個別性の尊厳
- ⑦経験の質の尊重とQOL
- ⑧施設利用者の感情世界の尊重
- ⑨自傷や他者への攻撃的な不適応行動を行う人への行動の制止及び行為への介入
- ⑩管理と安全、利用者のリスク選択について

1. 施設利用者の権利

施設とは、発達障害のある人たち及びその家族の人間存在の在り方に関わる福祉サービスを提供する社会機関（権利保障機関として公的な機能担う）のすべてをいう。（略）

利用者は**自らの意志決定に基づいて、普通の暮らしの営みをおこなう支援を得る権利を行使するために施設を利用する**。その支援は生活に関わる支援にとどまらず、人間としての発達を願う課題達成のための教育的発達的なサービスもある。（略）

利用者が施設でおこなう**生活と活動は、自主的創造的なもので自己選択と自己決定に基づき、同世代の人たちがおこなう社会活動と著しく違わないものである**。

利用者は、障害の種類・程度・年齢の老若にかかわらず、独立した個人として日本国憲法に保障された権利を有する。

2. 入所施設の定義

通常の市民生活の営みが困難になった発達障害のある人達が利用する施設をいう。困難の現象形態及び要因は多様であるが、家族機能の不全による生存条件の変化に対応する支援・援助が不可欠となる。

したがって、入所施設の退所は、家族機能の回復、再生がおこなわれたときである。回復は現家族の回復であり、再生は家族機能に依ることのない新たな家族機能の誕生をいう。普通の市民生活の営みがおこなえる支援・援助のシステムが一人ひとりの発達障害にある人たちに保障されたとき、入所施設を退所できる。支援・援助のシステムは、受動的なものではなく、関係者が主導的に創り出すものであり。関係者に発達障害のある人も含まれることは言うまでもない。施設は運動体である。

てらん広場開設時から利用「契約」を実施

1. 納得した「収容」施設利用の約束（契約）
てらん広場に来た訳・理由の相互確認
てらん広場で暮らす訳・理由が無くなったら此処を出て、
家に帰るか、一人暮らしをするか、GHで暮らすかを決める
2. 障害年金を自分で管理し、地域で暮らす自立の準備をする
3. 施設は多くの人で出来た器、次の仲間のために大切に使う
4. 彼方の人生の課題（訳・理由）に向かって頑張ろう
5. その応援をするために職員がいる、仲間がいる、此処は誰にとっても
自由で平等な広場だ

総体としてのてらん広場

施設機能主義の変遷⇒地域のなかに障害福祉圏域をつくる方向性を定める

1992年

ナイトケアシステム：GHセンター（GH3ヶ所21人）＋てらん広場（70人）

デイケアシステム・労働センター：130人

1995年

ナイトケアシステム：GHセンター（GH10ヶ所・51人）＋てらん広場（70人）

デイケアサービス・労働センター156人（幸陽園・分場・地域作業所・援助就労）

1996年：

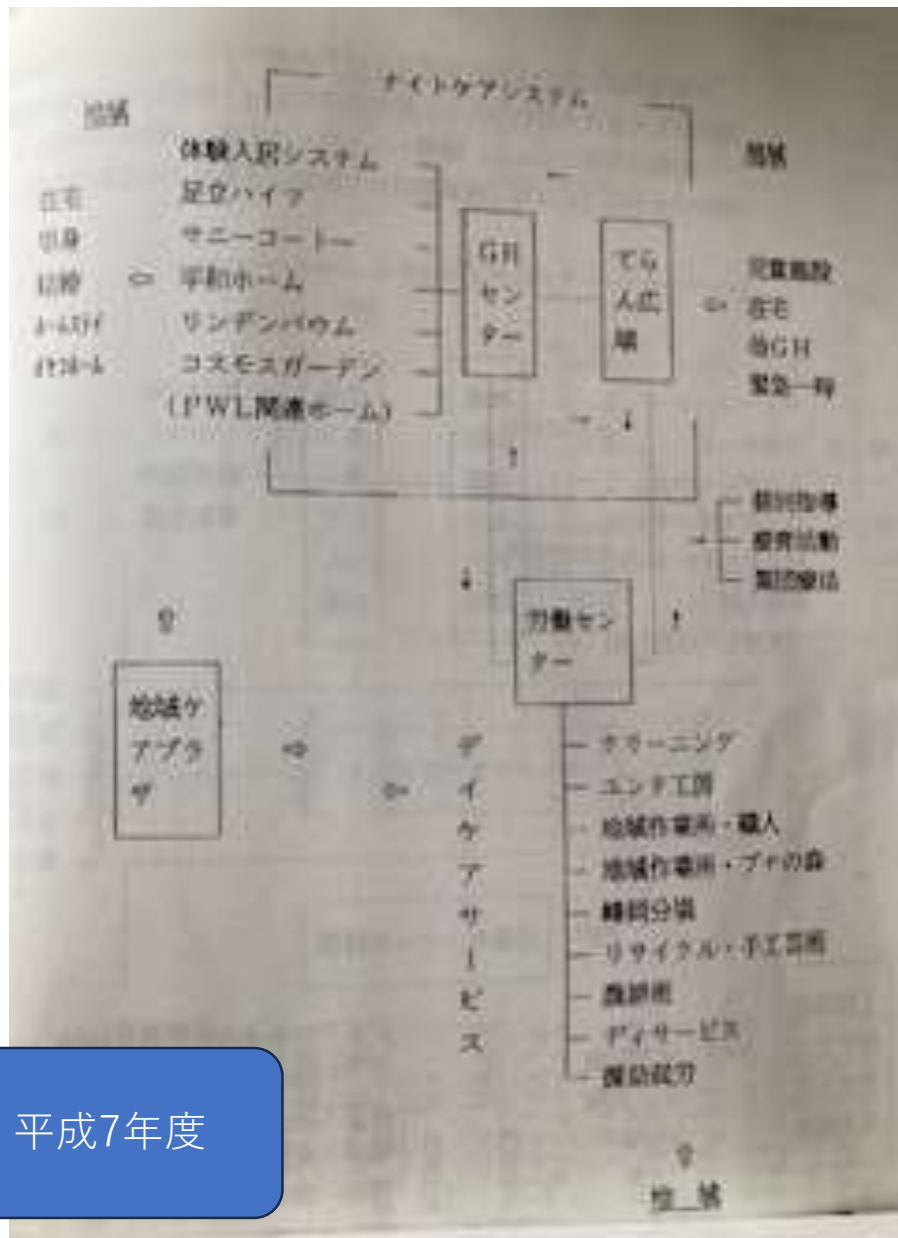
ナイトケアシステム：GHセンター（GH15ヶ所・63人）＋てらん広場

デイケアシステム：労働センター＋地域デイサービスセンタ

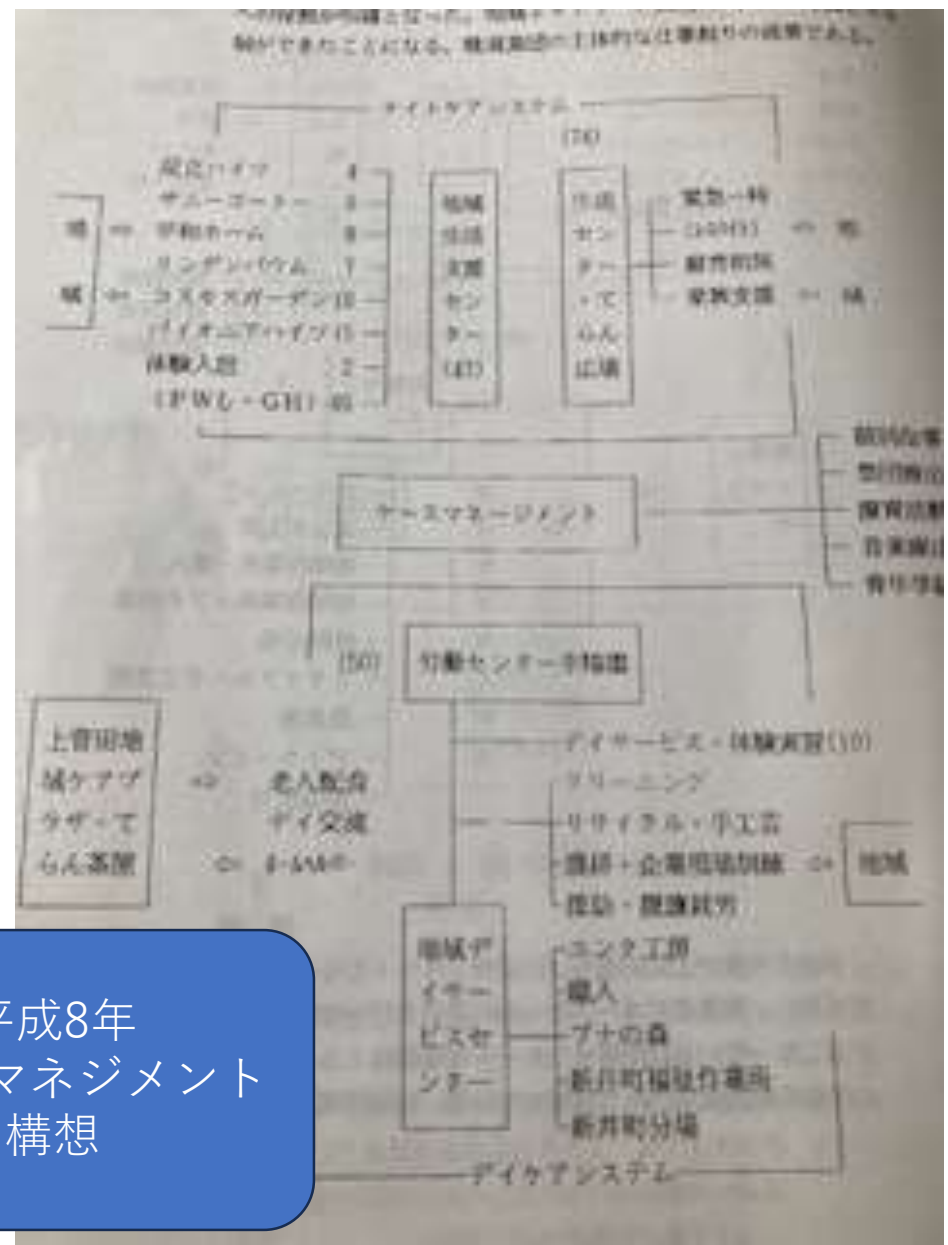
ケースマネジメント：個別指導・集団療法・療育活動・音楽療法・青年学級）

上菅田地域ケアプラザ・てらん茶屋

* 複合施設の混沌とした仕事機能が分化し、各部署が受け持つ障がい福祉の役割が明確化。地域ネットワーク形成への可能性が芽生えた。上記活動を総合して「総体としてのてらん広場」の基礎形成となる。



平成7年度



平成8年
ケースマネジメント
構想

生き難さへの支援

－多様な支援を求める存在（者）に手を差し伸べる－

－差別の壁を超える挑戦－

壁1：「重い」障害

壁2：強度行動障害

壁3：触法

壁4：虐待

壁5：アルコール依存症

壁6：精神疾患

壁7：難治性てんかん・リュウマチ・

壁8：プラダウィリー症候群・コレネリア・ド・ランゲ症候群

壁9：強度行動障害児童の「入所」生活支援

壁10：遷延性意識障害のある人のGH生活支援

通過施設機能 退所事由とGH移行68名

1993年度：GH4名（男性2名・女性2名、中度3名・**重度1名**）、家庭1名、
他施設1名

1994年度：GH8名（男性4名・女性4名、**重度4名**・中度4名）、病死1名

1995年度：GH7名（男性5名・女性2名、**重度2名**・中度5名）

1996年度：GH11名（男性5名・女性5名、**最重度3名**・**重度4名**・中度2名・軽度1名）、家庭1名

1997年度：GH6名（男性5名・女性1名、**最重度3名**・中度3名）家庭1名、少年院1名

1998年度：GH6名（男性2名・女性4名、中度3名・軽度3名）家庭1名

1999年度：GH10名（男性7・女性3名、**最重度3名**・**重度4名**・中度2名・軽度1名）
他施設1名、入院1名（小脳脊髄変性症・胃ろう）

2000年度：GH13名（男性12名・女性1名、**最重度9名**・**重度2名**、中度2名）病死1名

2001年度：GH3名（男性2名・女性1名、**重度2名**・軽度1名）家庭1名（母が施設拒否）

総体としてのてらんの広がり

2001年5月1日の法人GH（GH50ヶ所・入居者229人）

1. てらん広場関係：26ヶ所・120人

てらん広場関係のGH利用者の障害程度						
I Q／事由	家族機能不全	処遇困難	介護度が高い	医療ケア	その他	計
測定不能	2	5	1	1	1	10
～20	7	8	2	1	1	19
21～35	14	10	0	1	8	33
36～50	23	7	0	7	7	44
51～	7	2	0	4	1	14
合計	53	32	3	14	18	120

2. PWL関係：13ヶ所・64人

3. オニオングループ：9ヶ所・45人

- ☐ 障害福祉の権利保障は、障害者の実存（日々の暮らしのあり様）と権利主体者としての権利性の総合的保障であろう。24時間365日の切れ目のない「いのち」への存在の支援が私たちの仕事の本質である。

GH移行と日中活動を支える分場・障害者地域作業所

1999年横浜市が国に先駆けて「分場」導入を決定。
2001年の日中活動は分場4ヶ所、地域作業所5ヶ所だった。

□利用者一人当たりの単価：分場1,721,910円・地域作業所1,371,054円

幸陽園2,127,974円（デイサービス7名を含む）

分場	第一分場	第二分場	響	ハマリネン		計
	34,457,600	35,206,160	25,268,000	30,767,698		125,699,458
	19人	19人	15人	20人		
地域作業所	織人	ブナの森	リブレプエルタ	リアリゼ都筑	まちなと	
	20,865,000	18,732,500	15,842,000	16,762,000	19,641,200	91,842,700
	13人	14人	13人	13人	16人	
幸陽園	措置費収入	補助金収入				
	95,039,000	26,255,502				121,294,502

重い障害のある人たちのGH

2000年GH「銀河1・2」（男性8名）

住人さんの障害程度は、IQ測定不能4名、IQ20以下3名、自閉症1名の8名が入居。内1名が進行性中枢神経疾患で車椅子使用で天井リフトを設置した生活。自閉症のIAさんは入居直後、激しい自傷行為・便こね・反射運動・睡眠障害となる。

2002年GH「森の泉1・2」（男性4名・女性4名）

住人さんの障害程度は、IQ測定不能2名、IQ18～32:4名入居2年後認知症の診断女性1名、自閉症1名。

第2ステージ（2003年支援費制度～2015年障害者総合支援法）

生き難さを抱えている仲間の最後の砦 「総体としてのてらん広場」

障害福祉制度改革は「総体としてのてらん広場」理念の後押しとなる。しかし、措置制度廃止からの12年間で事業が約4.4倍となる。介護保険導入後高齢・障害福祉では福祉人材の流動性が年々激しくなり、職員確保が困難となる。新卒募集がリクルートに依る等の傾向が常態化。職員確保と職員定着が法人運営の課題となる。

- 2002年度決算：2,158,835千円
授産活動収入364,105千円・経常活動収入2,094,730千円
- 2015年度決算：9,472,930千円
就労支援事業収益573,869千円・収益8,899,061千円

1. PWLのNPO法人化とその後の再組織

2014年末横浜市の要請を受けてPWLの事業（横浜健育高等学院・GH11ヶ所69名・わくわくランドを）を救済する。

2. 空とぶくじら社のGH運営

2003年：ハイムかわしま第1・第2

2005年：ハイムかわしま第3

2007年：ハイムかわしま第4

2009年：ハイムかわしま第5

2013年：ハイムかわしま第6

3. 飛鳥GH運営の組入れ

2002年：カーサ鶴ヶ峰

2004年：白根ハイツなどGH8ヶ所・49名

＊くじら社がGH運営は授産施設機能ではないと組合主張が強く、施設外に二人三脚⇒オニオングループ展開⇒社福「紡」化で飛鳥を分離。

3. リエゾン笠間のGH運営

2014年：GH「ほっぷ」（身体障害）

4. 強度行動障害のある仲間の地域移行

2004年：GH「ポラーノ1・2」（男女入居）開設。

2006年：GH「楓1・2」（女性入居）開設。

2011年：GH「こらっせ」（男性入居・看取り支援を視野に入れた設計）開設。

5. 重度・重複障害・高齢対応

2003年：GH「ゆがふ」分場「あしび」は高齢者一体運営。

2007年：GH「ロゼット」重心タイプ6名。

2009年：GH「珊瑚」は女性の行動障害・最重度利用。

2015年：GH「稻穂」高齢男女9名。

2012年：GH「あんじゅ」入居者6名、程度区分6・4名。

2016年：GH「ここのえ」入居者9名、程度区分6・7名。

6. 高齢化対応：認知症研究研修東京センター方式

2003年：高齢の仲間の日中活動の分場「あしび」を設置。

2012年：高齢対応日中活動の場「笑顔の詩」開設。

□知的障害高齢員会の取組み：平成20年（2008年）事業報告。

①ユミコさんの認知症診断と取組。

ダイアナ・マクゴーウィン著「私が崩れる瞬間」、クリスティン・ブライデン著「私が私である」の読み合わせ。

②「センター方式」の学びと実践。

③認知症当事者佐藤雅彦さんからの学びと家族への励まし。

④「センター方式」の法人内展開。

7. サテライト型住居（単身自立型住居）

2016年：①ポラーノ1・フラワー ②ポラーノ2・ツリー。

8. 知的障害者の事件及び女性問題に関する事件

事例1

弟を法等で刺傷。措置入院退院後てらんに入所。職員に対して金属バットを振り下ろす。07年春、地域生活移行。

事例2

高等部在学中放火でb医療少年院退院後に入所。放火未遂で入院、病院から幸陽園に通所。06年GH入居。

事例3

父への暴力で入院、入院中に父死亡。転院先のm病院で同室者を殺害。2年の刑期満了後、刑務所から2泊3日、林職員と歩いててらん入所。日中活動参加困難、棟生活の不適応行為などが続く。多数の職員が支援ギブアップ。実弟病院死、てらんで葬儀。深い内省的傾向が生き難さとなっている。24年長期ゲストルーム生活からGH移行が叶う。

事例4

執行猶予5年の保護観察中の青年。2年余をまじめに暮らすが、制限ある生活に耐え切れず無外後、窃盗現行犯で逮捕。3年6ヶ月の判決で刑務所。その後2度収監。職員のサポートを得て20年出所後入所。幸陽園非常勤職員として雇用されている。

事例5

GH移行後、2度窃盗で刑務所に収監される。仮釈放中に入所するが出奔し、窃盗現行犯逮捕。鹿児島刑務所出所後、帰浜せずに神戸刑務所収監出所後、音信なし。

事例6

10年余GH生活をしていたが、痴漢行為で現行犯逮捕。弁護活動を通して不起訴処分となり再入所。その後、再犯することなくGHでの暮らしを継続。

事例 7

06年11月島根刑務所出所後、入所。盗撮、覗き等で前科3犯。入所7日後に女子トイレ侵入覗きを見つかる。GH移行後、安定した生活を継続、趣味やPF活動等人生を謳歌。

事例 8

16歳で関東医療少年院入院。18歳で退院後入所するが即日無外。同少年院3回入院。窃盗による累犯で刑務所での在監が人生の大半を占める。受刑中は職員が差し入れ・面会を継続。20年出所後、1年半余をてらんで生活。この間弟妹と母の墓参。21年秋、施設に張り込んだ警察官によって窃盗犯逮捕。警察も更生に苦慮、施設での生活の継続を望む。

事例9

放火で2名死亡、医療少年院退院後入所。母に生き埋めにされるなどの虐待を受ける。てらんでの暮らしが不安定なまま退所。

事例10

児童施設利用児の友人yの証言で1年前の強盗事件容疑で逮捕。弁護活動により、3年の執行猶予。保釈後GH入居。一般就労をおこなうが就労継続が困難。

事例11

幸陽園利用時、学校荒らし等住居侵入器物破損で逮捕。家裁審判で2年の保護観察。観察期間中入所、その後GH入居。再犯することなく安定した暮らしを続けている。

事例12

学童期は普通級、医療少年人入院中に「愛の手帳」を取得。鼻にそそのかされて窃盗万引き繰り返す。06年秋、短期入所するが、入所の目的をもてないために仕切り直しを07年3月決断する。自宅からてらんに出勤。4月、空き巣犯行後の現場検証後に逮捕。てらん入所中も窃盗行為あり。てらんとの間わりを自ら断つ。

事例13

棄児。中学校卒業時に養護施設退所するが、その後就労継続が困難となり住居不定の生活が続くな中で、暴力行為で執行猶予・保護観測処分となりy市内の更生保護施設で10年を暮らす。後日判明するが、入所中に施設長が年金を着服。事件とはならず全額返金される。GH入居後は人生で初めて安定した生活となる。

女性に関する事件

事例14

両親死亡後、故郷O市を男性と出奔。その後10数年を名古屋・大阪・静岡・東京・横浜で売春。各地の婦人相談所・保護施設の保護をすり抜けるが、アルコール依存症専門病院を経て入所。入所後も横浜川崎の歓楽地で男性に酒を求めホテルに同宿。横浜マックと連携し、GHに移行。飲酒を絶つことの困難に直面しながら、大病を克服、実兄との交流を回復し、安定した晩年にある。

事例15

思春期に性虐待被害者となり入院。入所後、施設近隣で買春行為を行なう。両親死後、実兄家族から義絶状態となり精神的安定が得ない困難な生活が続いている。

事例16

簡易宿泊所で生育。児童期に性虐待を受けて児童施設から入所。入所中及びGH入居中も街で出会った男性とホテルで泊まる等を繰り返す。現在はGHで平穏で安定した生活。

事例17

アルコール依存症で入所。利用者を伴って無外。6日後酩酊状態で新宿警察に保護を求める。入院治療後GHで生活。末期癌となり死亡。実子が喪主となって葬儀で送る。

事例18

覚醒剤を池に撒いたとのことで、家宅捜査に職員が立ち会う。精神的不安定さが異性との接触などで病状的様相を強め、支援困難が続き入退院の繰り返し。

9. 障害者自立支援法廃止に向けた取組み

支援費制度は制度設計の見誤り（財源）から3年で廃止。

- 支援費の破綻は居宅介護費の不足額は23年100億、04年263億。
義務的経費でないため財源論「介護保険制度との統合」が浮上。
- 支援費制度は措置制度の縛りが解け、利用者・運営者共に従来の収容形態への挑戦が飛躍的に拡がり、自由と平等をへの道が開かれる。
森ピー・夢プロ03年：49,350時間⇒04年：73,222時間・282,653千円。

障害者自立支援法の問題点

- 財源確保の「応益負担」・障害程度区分導入と日額報酬及び市場原理導入など小さな政府構想。
- 三障害の一元化と障害程度区分は介護保険制度統合を前提とした構想。
- 介護保険徴収年齢20歳という提案は現行40歳徴収に決着。

9-1 応益負担に対する反対運動

□「刑務所保釈金論」 福島智 東京大学先端科学技術研究センター准教授（当時） 盲ろう者障害者は社会的な差別という透明な壁の刑務所に入れられているようなものだ。この事態は個人の力や責任のレベルを超えたものである。この事態に対して社会全体ので支援することが福祉政策の原則である。が、障害福祉利用に対する応益負担は、障害者が生きるうえでの基本的な自由を保障するための支援に利用料を求めることは、障害者が無実な罪で閉じ込められている透明な刑務所から釈放されるための保釈金を本人・家族に支払いを求めるものだ。

□異議申し立ての行動

① 6・19横浜フォーラム ②8・4ストップ・ザ「障害者自立支援法」横浜フォーラム ③「障害者自立支援法」根源的な批判のための9・30全国緊急集会 ④語り合う！障害者施策の明日を ⑤出直してよ！「障害者自立支援法」10・31大フォーラム

障害者自立支援法から障害者総合支援法へ

2009年の政権交代

「障がい者改革推進本部」（本部長内閣総理大臣）の設置。障害当事者を含む「障がい者制度改革推進会議」が開催。10年の閣議決定で「応益負担を原則とする障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援提供、個々のニーズに基づいた地域支援体系の整備と仮称『障害者総合福祉法』の制定を決定。

2013年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正

改正点：①基本理念を定めた ②難病等の疾患のある人も支援対象者に
③「障害程度区分」から「障害支援区分」に変更 ④重度訪問
介護の対象者の拡大

第3ステージ（2016年津久井やまゆり園事件～2022年） 事件は必然的に入所施設再考を求めた

1. 強度行動障害のある利用者の地域移行

2016年：GH「このえ」7名区分6。

2020年：GH「銀河」新構成全員強行8名区分6・1名区分5。

「銀河」メンバーはGH「星空」に転居。

2022年：GH「すぐり」女性6名全員区分6珊瑚移転。

2. てらん広場、定員70名施設の解体がすすむ

2023年9月実績⇒入所支援実績41.9人、短期入所実績29.9人

（短期入所利用者1名の重度訪問介護の特例）。

日中活動110.3人、内企業での作業20人。

3. 2022年日中支援型ホーム「ひばり」定員14名運営開始

24時間一体支援、2階構造で夜間GH「ひばり」は1階6名＋体験1名、GH「おりもホーム」8名で構成。6名区分6・4名区分5。

4. 津久井やまゆり園事件は他人事ではない

- 4-1 PF横浜の仲間と法人の事件に対する意見は、「入所施設支援の在り方」が植松被告の主張に影響したのではないのかと一致した。
- 4-2 PF全国大会in横浜を追悼と事件を話し合う提案変更を法人は支援。
- 4-3 大会後、事件後の施設建て替え県構想反対行動に協働する。
- 4-4 PF横浜からの法人職員「虐待禁止の誓約書」申し入れを受ける。
- 4-5 県の公聴会に参加し、入所施設での支援検証を共同提案する。
- 4-6 知事が建替え見直し発言後、県の再生基本構想の具体化を見守る。
- 4-7 19年トモコさんをてらん広場で受け入れ、その後GH珊瑚に入居。
- 4-8 20年2月20日PFの県要望書提出を支援—不適切な支援の検証要求。
- 4-9 事件の背景にある利用者支援の現実は、法人事業所も例外ではない。

4-10 「存在」することの絶対性から「いのち」を感じる

しょうがいしゃがたくさんころされたニュースを見てしょうがいしゃはしんでいいといわれてあたまにきた。

しょうがいしゃだってにんげんだから／せっかくいのちのあるにんげんとしてうまれて／しょうがいしゃはすきでうまれたわけでない。

生まletたいじょう／いのちがある／しょうがいしゃだってにんげんだから／ころされるなんていやだ。

わたしはピープルファーストのなかまとはなしたほうがいいといいました。ピープルのことばしらないのでは／もっとしってもらいたい／横浜大会でピープルファーストのことをしてもらいたい。

こういうことはぜったいゆるさない／しょうがいしゃだてはたらいっている／おもいしょうがいのひとだってにんげんなのだから／ころしてはいけないおなじにんげんだ／いのちはおかあさんのおなかからうまれた／かわいかわいとだいじにそだてられた／ころされるためにうまれたのではない／なんのためにうまれたのかわからない／ピープルファーストでつくいやまゆりえんにけんかにいきたい。 記：2016年7月29日山本友子

奪われた19の“いのち”に捧げる

ー第22回ピープルファースト大会IN横浜ー

2016年9月21日
横浜大栈橋ホール
知的当事者の日本で初めての追悼
の集いとパネルディスカッション



4-12 利用者支援という仕事は、ほんとうは怖い

入所施設利用者を同じ人間として関わることができなかった支援者植松死刑囚の障害者観は、施設における日々の仕事を通して形成された個別特殊な主張だったのだろうか。

近年の利用者支援の現実を虚心に振り返ると、支援者の心の内面をすり抜けた関りが多くなっているように思う。

知的障害者支援の怖さは、利用者支援に関わる支援者自身の心の内面、肯定し難い支援者自身の真実、不善心所が支援者自身の内面のなかでの出来事として心のなかに蘇り続けることではないのでしょうか。

嫌な自分、見たくない現実、避けたい真の姿が利用者というの鏡に映し出されるのが障害福祉の仕事だ。

* 不善心所（ふぜんしんじょ）：心を汚す心所、心を暗く弱く狭くする心所。

私たちの悩み苦しみはこの不善心所による。

5. 障害者福祉の支援定義の再考

措置制度の入所施設の目的は「隔離・保護・指導訓練・更生」。

6. 支援費制度以降、障害福祉利用者は障害福祉サービス提供施設との契約概念で実施され、「指導から支援」へと転換。

①障害福祉サービスの目的は障害者の自立した日常生活と社会参加。

②障害福祉施設は上記目的を達成するために「支援」を提供。

③支援Supportとは、基礎力を付ける指導Trainingから、要請に応える援助Helpまでを含む過程だと。（菅野敦学芸大学教授2008年）。

④知的障害者も複雑な現代社会の影響を受けて生きていく。自己選択自己決定が可能となる自立には、ICF（国際生活機能分類）に基づいた指導Trainingを通して獲得してゆく支援が不可欠と考える。

⑤障害福祉支援の専門性回復と職業倫理の確立を図る。

7. 障害と発達を踏まえた人間性豊かな支援が発達保障という権利保障となる。

8. 職業としての障害福祉の倫理の確立が支援であり虐待とは無縁となる。

9. 新型コロナウイルスCOVID-19感染対応と重度訪問介護

1. 災厄は忘れたことにやってくる
2. GH「銀河」クラスター発生と対策・応援体制
3. 森ぴー組織改革と新規事業取組は地域生活の希望をつくる
4. 2021年の第7波～第8波を乗り越え、現在まで死亡事例はゼロ。感謝。

第4ステージ2023年4月1日推進条例施行～

新たな挑戦に向けて一施設実践を通した県条例の具現化一

1. 当事者目線の障がい福祉推進条例

神奈川県は、県議会で議決した「ともに生きる社会かながわ憲章」を県の障がい福祉の基本と定めた。2022年10月21日県議会は全会一致で「当事者目線の障害福祉推進条例」を議決し同日公布した。

2. 障害福祉の変革を神奈川から

事件を二度と繰り返さないためには、入所施設の変革が求められる。芹が谷やまゆり園の公募に手を挙げることは、宣言・条例を具体化する取組みである。仮園舎で身体拘束されていた3名の利用者実態を通して思った。

3. オール神奈川方式を社会福祉連携推進法人に求めた

芹が谷の施設運営は改革の象徴であり、社会福祉連携推進法人オール神奈川（仮称）が適切と考えたが、法施行前で非現実的だった。

4. 津久井やまゆり園基本構想を実現する使命が芹が谷にある。

芹が谷の改革は一法人単独で実現できるものではない。地域の障害福祉圏域形成を視野に入れた地域ネット枠形成が不可欠。社会福祉法人「白根学園」と「同愛会」の共同運営で取り組むことになった。

横浜が構築してきた障害福祉のさらなる発展は全県域ネットワーク形成にある

1. 横浜市のGH施策は、入所支援施設によらない障害者の暮らしを支える優れた障害福祉施策である。市内の障害者支援施設利用者数1210人に対して、GH入居者数は5198人（22年度）と4.3倍となっている。
2. 障害者が地域で暮らし、地域のなかで日中活動に参加し、外出支援や地域との交流をおこないながら医療・生涯教育等の多様な地域機能との関わりをもつ都市型の障害福祉圏域が形成されつつある。
3. MHさんは現在75歳である。65歳過ぎに胃の全摘出手術を実施したが健在である。M家の墓地は京都の祇園にある。Mさんの終活支援が課題となるであろう。ご両親と一緒に納骨後の扱いは菩提寺にお願いした。
4. 「利用者の意志決定支援」「利用者が安心して安全に生活できるの確保」「利用者の地域移行の促進」は、横浜では当然の事として全市的に取組んできた。オール神奈川への道は開かれている。かながわ共同会は、出縄明神奈川愛護会長がオール神奈川の呼びかけで発足した。

利用者自治と当事者運動支援



98年頃まではてらん広場利用者とGH利用者との合同のPF会議が成立していた。が、その後PF横浜は独自に話し合う会を継続。例会は今秋306回となる。



PF横浜の活動

◇楽しい健康学習会

PF横浜の仲間とてらん広場栄養士和智さん共催で実施。

肥満のYMさんは学習会と運動で減量30キロ実現。

プラダウィリー症候群の故浜川さんは学習会と自転車ダイエット実現。

◇地域生活支援センター利用者交流会

GHチームの演芸大会・カラオケ大会などの娯楽、地域生活10年表彰、

5分スピーチ（10人：MHさん「仕事とお弁当作り」、MEさん「私の生活」、

TMさん「なかまのおかげでなれたプラス思考」等）

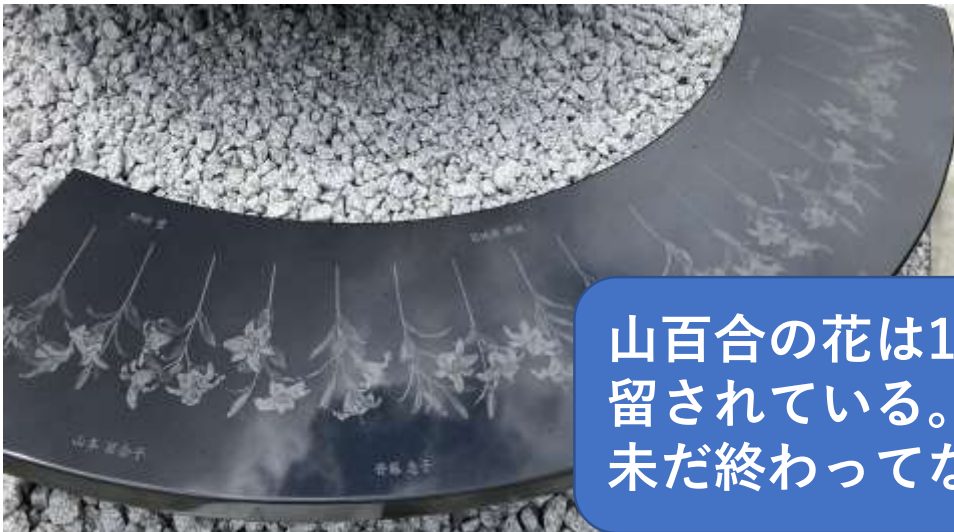
◇まんまるフェスタでPF横浜コーナーで広報活動

◇PF横浜定例会は2024年2月で309回。

◇PF全国大会への参加継続、

◇2016年第22回大会の横浜開催を決意、現地実行委員会を結成する。

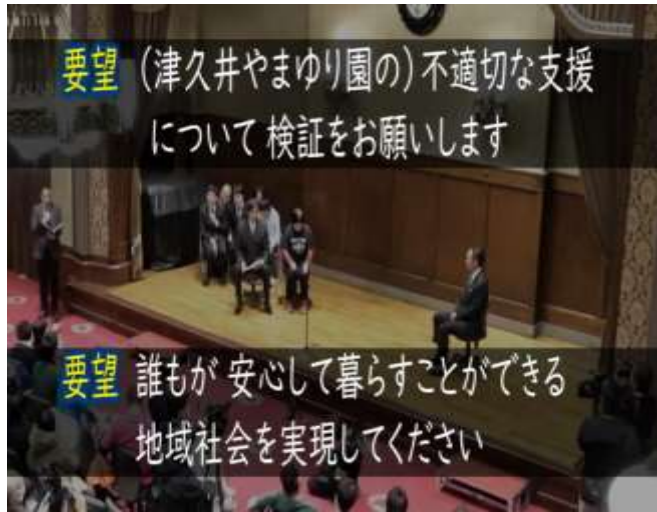
PF横浜は毎年追悼の集いと現地献花を続けている



山百合の花は18本、1本は迷い保留されている。記名は九つ事件は未だ終わってない。23年3名追加。



地殻変動をおこした仲間たち 津久井やまゆり園事件を我が事として向き合い県知事に要望書提出



2020年
2月20日
県庁結集

じぶん く じぶん き
自分の暮らしは自分で決める
 つくい えん じけん お
 ～津久井やまゆり園事件はもう起こらないの？～



わたしたちの願いを聞いてください！

「わたしたちのことは、わたしたち抜きで決めないで」
 わたしたちは障害者である前に、ひとりの人間です。

だれもが幸せをねがっています。
 県知事にわたしたちの望む暮らしを聞いてもらいたいです。

4月17日(土)10:00～12:00

インターネット(ZOOM)での参加となります

お申込みURL: <https://forms.gle/t5uBfpaFsCzFLJL9>

Googleフォームでお申込みできない方は、
 下記までお問合せください。
 zoom配信は音声や映像が乱れる可能性があります。あらかじめご了承ください



申し込みのQRコード

●プログラム(予定)●

1. 会長あいさつ(動画あり)
2. 黒岩県知事の言葉
3. 黒岩県知事とのディスカッション
4. 要望書提出

くろいわ けんち
黒岩県知事と
 しょうがいどうじや
障害当事者が
ディスカッションします!!



しゅさい よこはま かながわしゅ
主催 **ピープルファースト横浜/きょうされん神奈川支部**

こうえん かながわけん
後援 **神奈川県**

おもうしこみ & おといあわせ
 電話: 045-442-3121
 mail: branch@kyousaren-kanagawa.com
 3,14集会実行委員会 担当: 夢21福祉会 山口

PF当事者と知事のパネル デスカッション

15時～ Zoomで配信 **わたしたち×知事**

自分の暮らしは自分で決める
 ～津久井やまゆり園事件はもう起こらないの～

ピープルファースト横浜 小西 勉 会長

神奈川県 黒岩 祐治 知事



「当事者目線の障がい福祉展望検討委員会」に小西PF横浜会長 参加、当事者委員3名の意見が検討内容を豊かなものとした



手に取って読んでみよう「みんなで読める条例」

みんなで読める

かながわけん
神奈川県

とうじしゃめせん
当事者目線の

しょうがいふくしうしんじょうれい
障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～

れいわ ねん がつ にち
令和4年10月24日

条例は、都道府県や市町村がつくる大切な決まりです



- ・ 県は当事者にとって、条例の文言が難しくて分からない等の声が寄せられたことから、当事者6名とファシリテーター1名・オブザーバー1名のワーキングチームをつくった。7回開催して「みんなで読める」条例を作成した。
- ・ PF横浜小西会長も参加し、苦勞しながら条文と格闘していた。難しいことを易しく、易しいことを深く、深いことを愉快に・・・は大変だ。知的障害者の「手話」「点字」に相当する快挙だといえる。



県障害施策審議会に当事者部会を発足



2024年1月25日、県は障害者だけで構成する「障害当事者部会」を県の障害者施策審議会の部下として設置した。障害至福氏の施策に、S当事者が参加するという画期的な出来事である。黒岩知事の右隣にP F横浜小西会長が座っている。

志の系譜をつなぐ担い手は君だ

社会福祉法人同愛会 高山和彦